

議案第94号

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に限り、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く」を「に限る」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用除外）

- 2 この条例による改正後の沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員）には適用しない。